北区 CI ロゴアニメーション制作募集要綱

８北政シ第１７２８号
令 和8年 11 月5日区長決裁

１　事業概要

北区（以下「区」という。）は、令和 7 年 10 月に「シティブランディング戦略ビジョン」を策定し、ブランディングメッセージ「きたいを超える東京北区」を掲げた。このメッセージを「BEYOND_K」と表現したブランディングロゴのブランドエッセンスを、「動き」「質感」「音」などを用いて、映像化した CI ロゴアニメーションを制作する。区の認知度とブランド力の向上を目指し、区職員が説明会、イベント等、様々な公的な場面で活用する作品を募集する。

【ブランディングメッセージ及びロゴについての概要】

ブランディングメッセージ『きたいを超える東京北区』

このメッセージには、「北区には、きたいを超える魅力がある、超える価値を磨いていく。北区のブランディングを推進し、ファンプライドを醸成していく。」そういった想いがこのメッセージに込められている。このメッセージを「BEYOND_K」と表現し、区に関わるすべての人が団結し、ともに変化を起こしていくための旗印とした。

※シティブランディング戦略ビジョン、ブランディングメッセージやブランディングロゴなどの詳細については、下記の URL を参照すること。

（シティブランディング戦略ビジョン）
https://www.city.kita.lg.jp/city-information/pr/1014415/1020876.html

（ブランディングロゴ）
https://www.city.kita.lg.jp/city-information/pr/1014415/1020877.html

２　募集期間

令和８年１１月６日（金）から令和８年１２月１８日（金）まで

３　応募資格等

個人・団体・企業いずれも応募可能とする。プロ・アマチュアは問わない。

※１人（団体/企業）３作品まで応募可能とする。

※未成年者の作品が、候補作品に選定された場合、保護者等から本募集要項の内容に係る承諾書の提出を条件とする。

４　募集内容

（１）映像

ブランディングロゴを使用した１０秒程度の CI ロゴアニメーション映像とする。

（２）要件

・区のブランディングロゴを使用した映像を制作すること。
　下記から、手続き方法を確認の上、利用すること。

https://www.city.kita.lg.jp/city-information/pr/1014415/1020877.html

・ブランディングロゴの基本的な形状を踏まえながら、動きを加える、写真やイラストを組み合わせるなど、表現方法にとらわれず、自由な発想でロゴの世界観を表現すること。

・ブランディングロゴのブランドエッセンス（例：親しみやすさ、地域性、区が目指す方針など）を映像で表現すること。

・区内外へ発信されることを想定し、多くの人が印象付く映像であること。

・サウンドロゴ版の提出は必須とする。（無音版は任意）

・説明会・イベント映像・SNS での使用を想定した設計であること。主にメインとなる映像の前に挿入する想定で作成すること。

・画面比率：16:9（必須）、1:1・9:16（任意）。

・解像度：1920×1080 以上 HD サイズ。

・ファイル形式は MP４または MOV であること。

・提出用データは 10MB 以内であること。

・参考資料について
　以下の URL に掲載する区撮影のドローン動画又はオープンデータを利用する場合は、区公式ウェブサイトに記載する手続方法を確認すること。写真、イラスト等は、応募者が自ら撮影し、又は制作した素材を使用できる。これらの資料の利用は必須とせず、必要に応じて活用すること。

（区ドローン動画）
https://www.city.kita.lg.jp/city-information/pr/1014415/1025515.html
（オープンデータ）
https://www.city.kita.lg.jp/city-information/disclosure/1014461.html

※ただし、以下の事項を含む作品は対象外とする。
・個人を特定できる情報が入ったもの
・政党その他の政治団体又は宗教に関するもの
・営利活動を目的としているもの

・個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの
・第三者の権利を侵すおそれがあるもの
　のちに判明した場合は、入賞後でも入賞を取り消す場合がある。
・公序良俗及び法令の規定に反するもの

5　応募方法

区公式ウェブサイトの中の専用応募フォーム（Logo フォーム）へ必要事項を入力の上、データを添付し提出すること。

（専用応募フォーム）
https://logoform.jp/form/VNHo/1875924

6　選考方法

区職員が候補作品を選定し、最優秀賞、優秀賞を決定する。

【参考】スケジュール（予定）
・映像募集　　令和８年１１月６日（金）～１２月１８日（金）
・１次選考　　１２月下旬～１月中旬
・２次選考　　１月中旬～２月下旬
・決定・公表　３月中旬

7　賞金・副賞

【賞金】
・最優秀賞（1 作品）　　２０万円
・優秀賞　（3 作品程度）　２万円

【副賞】
・各賞の副賞として、区の SNS 等で受賞作品として紹介する。

8　結果及び公表

選定結果は、選定者本人に通知するとともに、令和８年度中に区公式ウェブサイト等で公表する。

9　応募に関する注意事項

（1）応募作品は応募者の自作かつ未発表の作品であること。ウェブサイトや SNS 等に掲載されている作品や、他のコンテストなどに応募したことがある作品は応募できない。

（2）応募作品は、他の映像と同一、類似、または模倣した作品や、第三者の著作権の権利を侵害している作品でないこと。また、応募作品中に第三者が法令に基づく意匠権、商標権、著作権等の権利を有している著作物を利用していないこと。応募作品について、著作権等に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任となる。

（3）AI にて作成した作品の応募は認めない（校正など補助的な利用は可とする）。のちに判明した場合は、入賞後でも入賞を取り消す場合がある。

（4）この事業に限定した紹介や記録のために、候補作品とならない応募作品も含めた、すべての応募作品を使用または公表することがある。

（5）応募作品の返却は行わない。

（6）応募にかかる費用はすべて応募者の負担とする。

（7）選定された候補作品について、応募者へ連絡した上で必要に応じてデザインや色彩、音等について区が修正又は補正を相談する場合がある。

（8）本募集要綱に違反していると区が判断した場合、最優秀賞・優秀賞作品として決定した後であっても、その決定を取り消すものとする。

（9）応募者は、応募をもって本募集要綱に同意したものとみなす。

（１０）応募作品について、区は、作品そのものの販売及び第三者の商品、サービス等の広告宣伝を目的とする利用を行わない。ただし、本事業の実施又は広報を目的とする場合に限り、応募作品を区公式ウェブサイト、SNS、動画配信サイトその他の広報媒体等で使用する。なお、最優秀賞作品（以下「受賞作品」という。）を除く応募作品については、本事業終了後、本事業の実施記録として既に掲載した広報物等を除き、新たな使用を行わない。

１０　著作権等について

（1）最優秀賞作品の受賞者（以下「受賞者」という。）は、受賞と同時に区に対して当該作品の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を無償譲渡するものとし、その他一切の権利は区に帰属するものとする。なお、区が無償譲渡された著作物に係る著作権の譲渡の登録をしようとする場合、受賞者はこれに協力することとする。

（2）受賞者は、区または区の許諾を受けた個人・団体・企業などが当該作品を使用するにあたって、著作者人格権を行使しないものとする。

（３）受賞作品は、区の情報発信及びPR活動に係る各種制作物（主に映像資料）に使用するほか、区の許諾を受けた外部団体による使用を含め、区のPRに幅広く活用する。

１１　個人情報の取り扱い

（１）個人情報については、応募や選定に関する事務に必要な範囲のみで使用する。

（２）受賞作品、作者は公表する場合がある。ただし、事前に本人に相談のうえ、公表する。

（３）個人情報の取り扱いについては、応募をもって応募者の同意を得られたものとする。

１２　問い合わせ先

〒114-8508
東京都北区王子本町1-15-22（第一庁舎3階1番窓口）
東京都北区政策経営部シティブランディング戦略課　CIロゴアニメーション担当
TEL：03-3908-1364